

## ○大阪府立学校結核対策審議会規則

平成二十四年十一月一日

大阪府教育委員会規則第十七号

改正 平成二八年三月三十一日教委規則第一五号

大阪府立学校結核対策審議会規則を公布する。

大阪府立学校結核対策審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府立学校結核対策審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、大阪府附属機関条例別表第一第二号に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員八人以内で組織する。

2 委員は、学校長、学校保健技師及び医療行政の代表者その他適当と認める者のうちから、委員会が任命する。

3 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第七条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育振興室において行う。

(平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この規則の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に第三条第二項の規定により任命される大阪府立学校結核対策審議会の委員（補欠の委員を除く。）の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成二十五年三月三十一日までとする。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。